

第4次和泉市地球温暖化対策実行計画《事務事業編》 改定版 概要版

1. 計画の背景と目的

■ 地球温暖化とは

地球温暖化とは、人間の活動が活発になるにつれて化石燃料の使用を増大させた結果「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象のことをいいます。

地球温暖化の進行は、海面の上昇や異常気象を起こすおそれがあるとともに、自然環境や生活環境などに様々な影響を及ぼします。これらの影響を回避・軽減するためには、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」が特に重要となります。

■ 本計画の目的

『第4次和泉市地球温暖化対策実行計画《事務事業編》改定版』は、地球温暖化対策推進法第21条に基づき策定する計画で、温室効果ガスの排出量を削減するため、市内の省エネや省資源、廃棄物の減量化などの取組に関する指針となる計画です。

改定前の「第4次和泉市地球温暖化対策実行計画《事務事業編》（平成31年3月）」では、本市の事務事業の実施に伴って排出される温室効果ガスの総排出量を、2030年度（令和12年度）末までに対2013年度（平成25年度比）で約40%削減することを目標としていました。令和3年度時点では、約24%の削減となっています。

昨今の気候変動問題の状況を踏まえて、2021年度（令和3年度）に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、2050年（令和32年）までの脱炭素社会の実現が基本理念として法律に位置付けられました。それに続いて、「地球温暖化対策計画」が改定され、2030年度（令和12年度）の温室効果ガスの削減目標が、従来の2013年度（平成25年度）比26%削減から、46%削減に引き上げられました。「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」についても改定があり、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度（令和12年度）までに50%削減に見直されました。

このような状況下において、目標値や目標達成のための取組の早期の見直しのために、当初の中間目標年度である2025年度（令和7年度）を前倒して、『第4次和泉市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】』を、『第4次和泉市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】改定版』（以下「本計画」という。）として改定するものです。

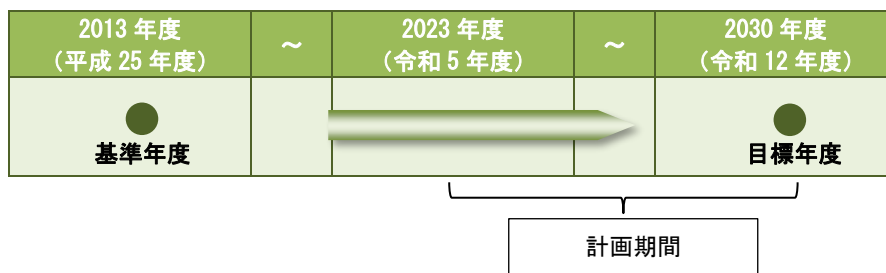
■ 対象とする範囲と温室効果ガスの種類

本計画の対象とする範囲は、本市の事務事業（指定管理施設を含む）に係る全ての施設とします。また、対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類とします。

■ 本計画の対象期間等

本計画の対象期間は2019年度（平成31年度）から2030年度（令和12年度）までとします。計画の見直しについては、社会情勢等が大きく変化した場合などに行います。また、目標

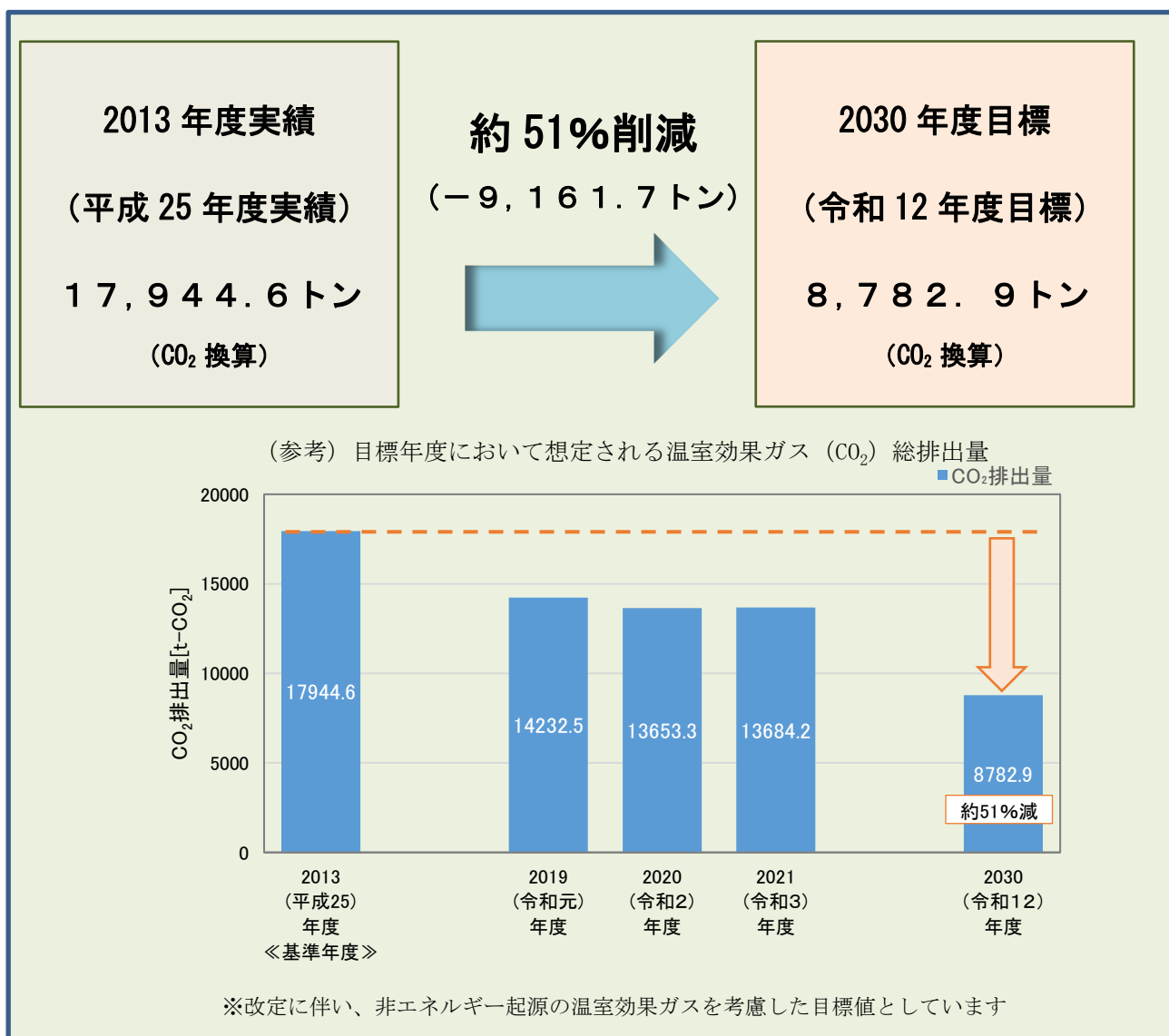
年度に対する削減量などの割合又は量を示すための基準となる年度として、2013 年度（平成 25 年度）を基準年度と定めます。



【計画期間のイメージ】

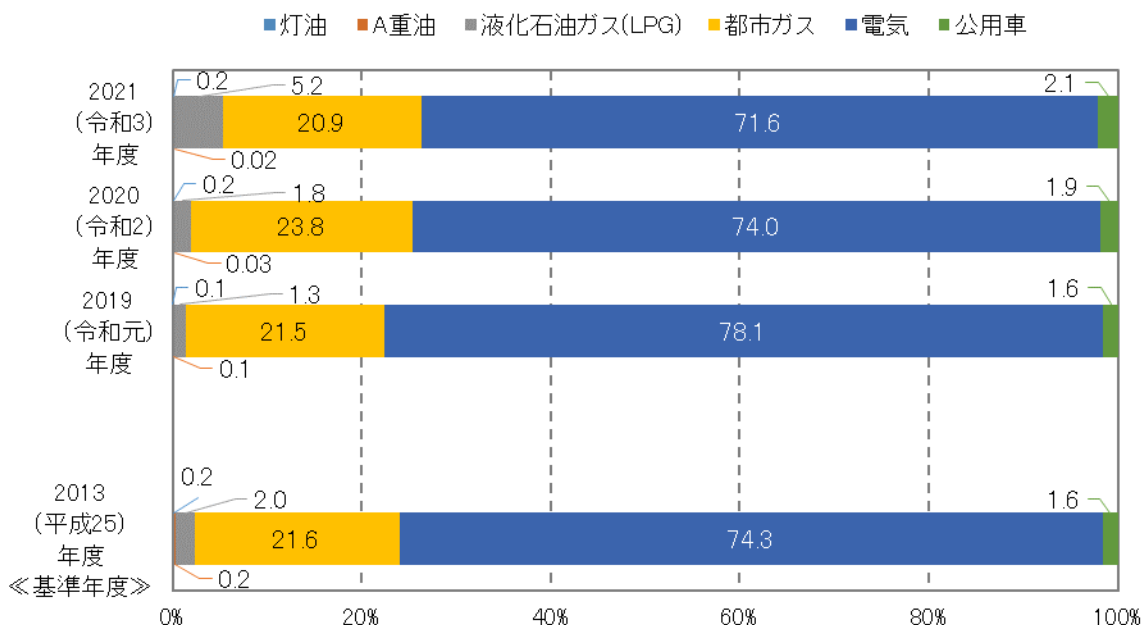
2. 温室効果ガスの排出量削減目標

本市の事務事業の実施に伴って排出される温室効果ガスの総排出量は、基準年度である 2013 年度（平成 25 年度）では 17,944.6 t-CO₂ であり、2030 年度（令和 12 年度）末までに対 2013 年度（平成 25 年度）比で約 51%削減することを目標とします。



3. 温室効果ガスの排出状況

2021年度（令和3年度）の本市の事務事業における温室効果ガス総排出量は、13,684.2 t-CO₂で、基準年度2013年度（平成25年度）の排出量と比較し約24%減少しています。2021年度（令和3年度）におけるエネルギー別のCO₂排出量の構成比は、電気の使用によるものが最も多く（71.6%）、次いで都市ガス（20.9%）となっています。



【エネルギー種別 CO₂ 排出量構成比】

4. 目標達成に向けた取組

削減目標の達成に向けた取組の基本方針

- 庁内での役割を明確化した多層的なPDCAサイクルに基づき、職員一人ひとりが温室効果ガスの削減に取り組むことで総排出量の削減を図ります。
- 全職員等にカーボン・マネジメントに対する意識啓発を図ります。
- 設備の更新時には、エネルギー消費効率の高い製品を積極的に導入するなど、省エネルギー化を図ります。
- 自家消費を主目的とした再生可能エネルギーの導入により、温室効果ガス総排出量の削減を図ります。
- 事務事業において物品サービス等を調達する際には、グリーン購入の促進に努めます。

重点的な取組

政府実行計画に盛り込まれた取組の推進

政府実行計画では、太陽光発電の最大限の導入、建築物における省エネルギー対策の徹底、電動車の導入、LED 照明の導入、再生可能エネルギー電力調達の推進に関する取組が示されています。本市では、それらを重点的な取組として位置付けます。

■ CO₂削減目標達成に向けたロードマップ

省エネルギーの推進	重点取組	省エネ診断実施施設における設備更新・運用改善の実施 環境に配慮した新庁舎の建設	運用改善の継続的な実施と改善
	行政系施設等	(省エネ診断実施施設や新庁舎の建設における成果を踏まえ後期で他施設への省エネ対策の展開を図る。)	照明のLED化、空調設備の更新
	教育系施設		照明・空調設備の運用改善による最適化
	事業系施設		照明のLED化
	その他	街路灯・公園灯の照明LED化	照明・空調設備の運用改善による最適化
再生可能エネルギーの導入	太陽光発電導入コスト等の試算	太陽光発電の導入	
環境配慮型電力の調達	調達方針の検討	太陽光発電以外の再エネ導入の検討	
カーボン・マネジメントの推進	調達方針の検討	CO ₂ 排出係数の少ない電力調達の拡大	
その他	温室効果ガス削減に向けた取組（職員研修、車の利用等）		
	2019 ～ 2023 年度		2024 ～ 2030 年度
	前 期		後 期

5. 推進・進捗管理体制と進捗管理の方法

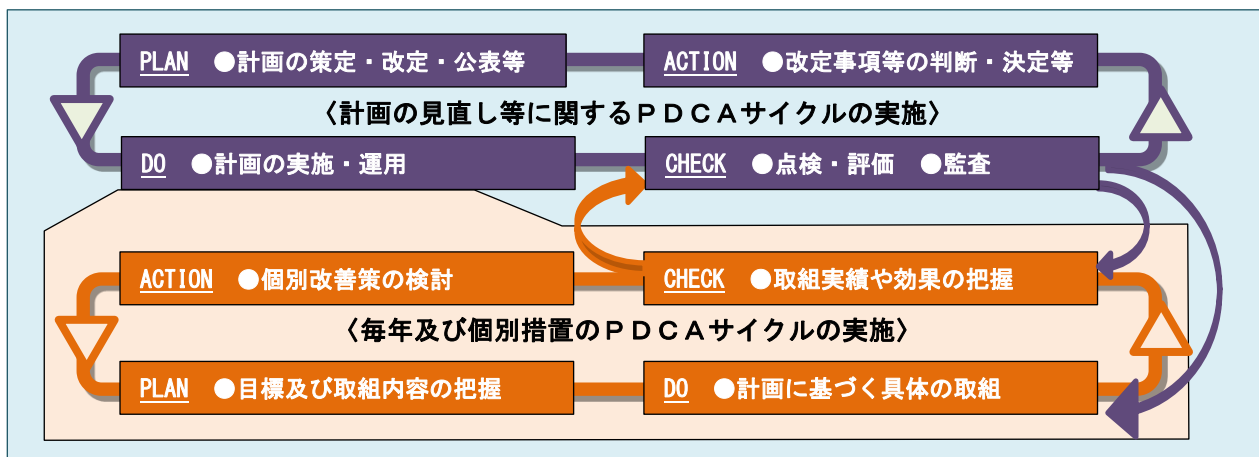
■ 推進・進捗管理体制

本市では、独自の「和泉市環境マネジメントシステム」（以下「I-EMS」という。）を構築し、それに基づいた環境管理活動を運用しています。

このI-EMSにおける環境組織を活用した推進・進捗管理体制により、温室効果ガス削減目標の達成に向けた推進・進捗管理を図ります。

■ 進捗管理の方法等

本計画では、多層的なPDCAサイクルを構築し、計画の進捗管理を適切に行います。



【多層的なPDCAサイクルの概念図】

第4次和泉市地球温暖化対策実行計画《事務事業編》改定版 概要版 令和6年3月発行
和泉市 環境産業部 環境保全課
〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号
電話：0725-41-1551（代表） 0725-99-8121（直通） ファックス：0725-41-0246

